

1. 件名:「日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所の使用変更許可申請に係る面談」

2. 日時:令和元年11月15日(金) 15:00~16:00

3. 場所:原子力規制庁10階北会議室

4. 出席者

原子力規制庁原子力規制部研究炉等審査部門

来住管理官補佐、本多安全審査官、石井係長

日本原子力研究開発機構 安全・核セキュリティ統括部 主任

5. 要旨

(1)日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)から、10月9日付けで提出のあった核燃料サイクル工学研究所の核燃料物質使用変更許可申請の内容について、原子力規制庁より主に以下の内容を指摘した。

○設備の解体撤去を行う施設(燃料製造機器試験室、排水処理室、L棟)について、汚染のない設備の解体撤去に関しては、保安院指示文書の「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて(指示)」を参考に適切に取り扱うとあるが、どういう意味か。

○L棟について、新たに核燃料物質を貯蔵するために貯蔵施設及び貯蔵設備を追加するとしているが、新たに核燃料物質を貯蔵する理由が申請書から読み取れないため、明確にすること。

○プルトニウム第2研究棟について、グローブボックス No.D-30 で取り扱う核燃料物質の種類が増えているが、遮蔽、火災等への防護対策、臨界の防止対策に係る適合性に関しては既許可から変更なしとしているが、その理由が申請書から読み取れないため、説明すること。

(2)原子力機構から、本日の原子力規制庁からの指摘を踏まえて適切に対応する旨の発言があった。

6. 配付資料

なし